

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました議案第 116 号並びに議員から提出されました意見書第 3 号、意見書第 4 号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第 1．第 100 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 100 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／予算書の 10 ページです。

一般財源の 30 万 7,000 円の予算先は何かお示してください。

議長／山田選挙管理委員会事務局長

山田選挙管理委員会事務局長／一般財源の 30 万 7,000 円の分でございますが、備品購入分につきましては、今回、購入をいたしております、その分の 9 分の 5 については選挙費の委託金で見られることになっておりますけれども、残りの 9 分の 4 については一般財源で見るということに制度上になっておりますので、その分が 30 万 7,000 円ということになっております。

以上でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 100 号議案を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 100 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2. 第 101 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 101 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 3. 第 102 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 102 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 4. 第 103 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

第 103 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 5. 第 104 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 104 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6. 第 105 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 105 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 第 106 号議案 武雄市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 106 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 第 107 号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 107 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 第 108 号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 108 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 109 号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 109 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 110 号議案 武雄市営住宅等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 110 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 111 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

第 111 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 13. 第 112 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 112 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 113 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 113 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 114 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 114 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 115 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 115 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 116 号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

秋月総務部長

秋月総務部長／おはようございます。

第 116 号議案 財産の処分についての補足説明を申し上げます。

議案書（その 2）の 3 ページを御覧ください。

本議案につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

処分する土地は、旧朝日公民館等跡地になります。

処分の価格は無償で、建物等解体条件付きで譲渡します。

処分の相手方の選定につきましては、建物等解体条件付きで、今後の土地の利用について、子供たちが放課後等に安心して過ごせる居場所や子育て世代の交流や就学前の子供たちの安心・安全な居場所等、子育て支援の向上が図られる事業を行うことを条件として、公募型プロポーザル方式により実施しました。

11 月 22 日の旧朝日公民館等跡地の売却に係る選定委員会において審査が行われ、社会福祉法人朝日福祉会を優先交渉者に選定し、11 月 27 日付で仮契約を締結したものでございます。

議案資料の 2 ページから仮契約書の写しを添付しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 116 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／先ほどの答弁で、プロポーザルで実施したということですが、応募された方は何件ですかね。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／1 事業者でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／その公募の選定については、事前に公募型ですか、それとも、指名みたいな。いかがですかね。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／公募の期間を示して、応募をしていただいたという形になります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 意見書第 3 号 小中学校等の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

意見書第3号 小中学校等の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書（案）について、御説明申し上げます。

まずは、内容を読み上げます。

令和6年元日に発生した能登半島地震では、多くの小中学校舎が避難所として活用された。特に体育館は、授業に支障をきたすことが少ないことから、普通教室、特別教室に比べ利用されていることが多い。

しかしながら、公立学校施設の普通教室への空調（冷房）設備設置率は全国で99.1%となっている一方、全国の小中学校既存体育館への空調（冷房）の設置状況は全国平均18.9%であり、政府目標である令和17年度までに95%という目標とは大きな隔たりがある。

能登半島地震においても、体育館に避難されていた方々は、ストーブ等を利用するしかなかったが、これが真夏の災害であれば、暑さによる二次被害が続出することは想像に難くない。線状降水帯や台風による大雨災害は、全国どこでも起こりうる状況である。

また、南海トラフ地震が発生すれば、その被害は甚大であり、避難所での長期の生活が想定される。

よって、国におかれては、国民の安全と大規模災害時にあっても憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る観点から、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記として、1. 学校施設及び指定避難所における空調設備が進んでいない自治体に対し、国庫補助の適切な運用方法を十分に説明すること。

2. 自治体の財政力指数に関わらず、現実的かつ迅速な事業遂行が可能となるよう財政援助の強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するという内容になっておりますが、補足説明といたしまして、今回の12月議会でも一般質問において、複数の議員が指摘されておりましたけども、学校体育館の空調設備においては、市民の安全・安心を守るためにその重要性が非常に高くなってきている状況です。

これを踏まえまして、意見書の記のところに書いてある1番の項目については、まずは今ある補助制度の内容について、政府が積極的に周知して対応を促すことが必要であるという趣旨から挙げております。

2番の項目については、財政力指数に関わらずという部分については、今の補助制度の仕組みでは作業の要件として建物に断熱性があるということが条件になっておりまして、つまり、今ある断熱性がない体育館については断熱工事まで合わせて実施する必要があると。

このため補助があるとはいえ、財政力の弱い地方の自治体は非常に申請がしにくい制度になっている状況です。

実際に兵庫県の川西市では、断熱工事までやると逆に割高になるということで、この補助制

度を使わずに整備を計画されているというような状況もあります。

また、都道府県別に設置率を見た場合、例えば小学校体育館で見ると、東京都の各自治体では既に 90.5%が設置済、大阪府では 32.8%が設置済、これに比べて佐賀県は 0%という状況です。

防災機能、国土強靱化という観点で考えれば、こういった地域間格差が出ないように政府が手厚く支援をすべきと考え、今回の意見書を提出させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長／意見書第 3 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

18 番 牟田議員

牟田議員／すみません、担当委員会じゃないんで、それと、私もこれも一般質問をして、ちょっと勉強させていただいて、ぱっと見て、まず数字が全国平均が 18.9%と書いてあるんですけど、私がちょっと一般質問で勉強したのは、22.1%だったんですよ。

その数字が違いますね。

それともう一つは、今、聞いて思ったんですけど、佐賀県 0%と言われましたけど、佐賀県は 0.4%、0%は大分県だけというふうに、私が勉強した時点では出てます。

それともう一つは、最低の、国民の権利、これは憲法 25 条の件ですかね。

それと、記の 1 番、国庫補助の適正な運用補助の説明を行うことと書いてありますけど、説明だけという意見でしょうか。

ごめん、ついでに聞きますけども、これは補足で言われた断熱補助というのは、令和 4 年ぐらいにまた改正が行われて、断熱まで含めた、川西市さんが令和 4 年以降だったのかもしれませんが、前か後かは、断熱までやると大幅な自治体補助が増えましたよね、交付税措置とか何とか、その辺とかはどのように。

いっぱい言ってしまっただけで申し訳ないんですけども、ちょっと勉強した部分と若干差があるのでお伺いしています。

議長／朝長議員

朝長議員／設置率に関しては、令和 6 年 9 月 1 日現在ということで出されている政府の資料から抜粋しておりますので、ちょっと時期が違うのかもしれませんが、令和 6 年 9 月 1 日現在の政府が公表している小中学校の体育館等の設置率の数字から拾っております。

それで、私が補足説明で申し上げた分については、申し上げたとおり、小学校の体育館等というところでちょっと体育館ではない部分も含まれている場合がありますので、補足説明では小学校のみの数字を提示させていただきました。

1 番の項目の説明だけかと、まずは第一段階として、運用方法と説明を十分理解できていないところがあれば、そこはまず、そこから始めるべきだろうという趣旨で書いております。あと、交付税措置について、来年まで補助が2分の1ということで、その期限が来年までということなのですが、例に挙げた川西市さんにおいては、とにかく今計画されて、来年実施予定ということではありますが、もうこの補助金は使わないということで進められているということです。

あと、憲法の何条やったかというのは、ちょっと今、そこまで確認、ここで資料で確認できませんので、ちょっと控えさせていただきます。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第 19. 意見書第 4 号 従来の健康保険証の復活を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

12 番 池田議員

池田議員／おはようございます。

意見書第 4 号 従来の健康保険証の復活を求める意見書（案）について、読み上げて説明に代えさせていただきます。

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証の新規発行を 2024 年 12 月 2 日に停止しました。

これまでマイナ保険証をめぐる様々なトラブルが発生してきました。

マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた。

無保険者扱いで 10 割負担を患者に請求した。

他人の医療情報が閲覧された。

表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なっていた等です。

こうしたトラブルにより、従来の健康保険証の存続を求める声は、今もやまず、マイナ保険証の利用率は低迷したままです。

マイナ保険証を取得したものの、登録の解除を申請するケースも出ています。

これらは、個人情報に対するセキュリティの甘さや高齢者施設等でのカード管理の問題、診療情報等の活用が患者にメリットをもたらすかどうか分からないなど、マイナ保険証への移行に対する国民の不安や疑問が払拭されていないことの証左です。

デジタル化は。(発言する者あり)

よろしいですか。

それでは、朗読省略という声をいただきましたので、お手元に配付している意見書（案）のペーパー及びデータ配付を参考にいただければと思います。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき、意見書（案）を提出いたします。

議員の皆様には、慎重な御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長／意見書第4号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／何度もごめんなさいね、1点だけ。

国民の不安を云々、不安払拭なくして、デジタル化なしというのは、多分、立憲民主党の長妻議員が何かのインタビューかあれのときに使っただけの言葉が、さも、全国の肝に銘じなきゃいけないという文章でありますけれども、この辺のところはそういう意味を込めて書かれたのでしょうか。

議長／12番 池田議員

池田議員／その発言を受けて書かれたかどうかということで、この文書に入れたということですか。(発言する者あり)

いや、そこはあえて、こだわって取り上げたわけではありません。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。